

令和8年度前橋市猫の去勢・不妊手術費補助事業の手引き

1 補助の対象

(1) 対象となる方

- 市内に住民登録があり、その住所地に居住している者。
- 暴力団排除に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。)でないこと。
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

(2) 対象となる事業

獣医師(獣医師法第3条に規定する免許を有する者)が行った猫の去勢又は不妊手術(オス又はメスの生殖器を摘出する等して永久的に生殖能力を抑制するもの)で、次に掲げるいずれかの要件に該当する猫に対して行った事業。

- 補助対象者が市内において飼育管理している猫(営利を目的として飼育している猫及びペットショップ、ブリーダー等から購入した猫を除く。)
- 補助対象者が市内において責任を持って世話をしている所有者の判明しない猫

(3) 対象となる経費

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの期間に完了した猫の去勢又は不妊手術に要する費用。補助金交付は1世帯につき15匹を限度とします。

2 受付期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月15日(月)まで

3 補助金額

猫の去勢・不妊手術に要した費用の一部として次に掲げる額を限度として補助します。ただし、手術に要した費用が限度額を下回る場合は当該手術に支払った金額(税込)とします。

去勢手術(オス) 3,000円/匹 不妊手術(メス) 5,000円/匹

4 申請時の注意点について

- 申請者、領収書等氏名、口座名義は同一人となるように申請してください。
- 電子申請の場合も、領収書等(原本)の提出(郵送又は持参、申請日から5営業日以内に必着)が必要です。窓口申請と重複しないように注意してください。

○郵送(電子申請における添付書類の提出を除く)、FAX、メールでの書類提出は受付できません。
衛生検査課窓口へ直接提出してください。

5 申請方法と流れ

手術

獣医師から領収書等(1枚/匹)を発行してもらってください。(感熱紙不可)

以下7点の記載が必要です。記載漏れがあると、補助金を交付できません。

- ①申請者の氏名(フルネームで正確に)
- ②手術費
- ③手術の対象が「猫」であることの記載
- ④去勢又は、不妊手術の別
- ⑤領収書等(領収書又は、領収したことが判る文言のある証書)
- ⑥日付(領収日)
- ⑦動物病院名又は獣医師名

●領収書等 参考例

～領収書～

【申請者氏名】様

金 ○○○○○ 円

ただし、猫の【去勢】
【不妊】手術費として
上記正に領収いたしました。

令和××年△月□日

○○動物病院
院長 赤城太郎

申請

令和9年3月15日までに、下記 QR コードから電子申請、又は衛生検査課窓口で「交付申請書兼実績報告書兼誓約書」に必要事項を記入し提出してください。

●申請に必要なもの(申請者=領収書氏名=口座名義)

①領収書等(原本)

領収書等は返却できません。必要に応じて提出前にコピー等してください。

②申請者名義の通帳(補助金を振り込むにあたっての申請者名義の口座情報)

決定通知

「交付申請書兼実績報告書兼誓約書」及び「領収書等(原本)」が提出されたら市が審査し、補助金交付の可否を決定し、受理した日から30日以内に通知します。

交付金振込

補助金の交付決定日から30日以内に補助金を振り込みます。

振込後は通知しませんので、通帳記帳等してご確認ください。



前橋市 HP

【お問い合わせ先】

前橋市保健所 衛生検査課

動物愛護管理係

027-220-5777



電子申請